■ 第３期障がい児福祉計画　成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料１－２

| 項目 | | 国の基本指針 | 第３期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ＜目標＞  令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。（地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること） | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。  　また、未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。 |
| ＜考え方＞  障がい児支援の中核的な機関となる児童発達支援センターを設置している市町村の割合は、令和3年度末時点で42.3%であり、十分な状況とは言えないため、引き続き、全市町村における確保を目指す。  児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため目標を設定。 |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ＜目標＞  各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和８年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。 |
| ＜考え方＞  　障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、全ての市町村において、地域の障がい児通所支援事業所等が 保育所等訪問支援等を活用した推進体制の構築を目指すこととして目標を設定。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 国の基本指針 | 第３期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 | ＜目標＞  「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。【新規】  また、令和８年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進すること。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための計画策定については、第５次大阪府障がい者計画（後期計画）（仮称）に位置づける。（目標としては設定しない。）  また、国の基本指針の趣旨を踏まえ、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健医療・福祉・教育等の関係機関との連携によりきこえない・きこえにくい子どもの相談支援など、難聴児に係る切れ目ない支援を推進する。  難聴児に関する関係機関の協議の場として大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例評価部会において、難聴児支援担当部局をはじめ、保健医療・福祉・教育等の関係機関が日常的な連携や情報交換を行う。部会の他、難聴児支援担当部局の連携の場である「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」関連施策連携会議や、新生児聴覚検査関係機関連携会議などを活用し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築する。 |
| ＜考え方＞  令和５年度までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保できない見込みの都道府県がある。また、新生児聴覚検査から療育につなげるなど、中核的機能を有する体制の有機的な活用が望まれることから目標を設定。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 国の基本指針 | 第３期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | ＜目標＞  令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。 |
| ＜考え方＞  令和３年度末時点で、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１以上確保している市町村の割合は、それぞれ36.1％と39.0％であり、着実に進んでいるものの十分とは言えないため、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指す。 |

| 項目 | 国の基本指針 | 第３期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| --- | --- | --- |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置 | ＜目標＞  令和８年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを１名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも１名を参画させる。  国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和８年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。  また、令和８年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。 |
| ＜考え方＞  医療的ケア児支援のための協議の場については、設置率が増加傾向にあるが、加えて総合的な支援体制の構築のため都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置することを新たに成果目標へ盛り込む。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 国の基本指針 | 第３期障がい児福祉計画の大阪府の成果目標と考え方（案） |
| 障がい児支援の提供体制の整備等  障がい児支援の提供体制の整備等 | 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置 | ＜目標＞  障がい児入所施設に入所している児童が１８歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和八年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。【新規】 | ＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞  国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、子ども家庭センターが移行調整の責任主体となり、当該児童が15歳に到達した時、遅滞なく、市町村、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行調整を協議する「協議の場」を設け、円滑な移行調整を進める。  また、政令市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定すること。 |
| ＜考え方＞  都道府県及び政令市は支援に携わる市町村、児童相談所、障がい児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるように目標を設定。 |